

国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「利益相反」とは、次に掲げることをいう。</p> <p>ア 本学が企業等との共同事業に従事すること（以下「産官学連携活動」という。）に伴い、企業等から得る利益を優先することによって<u>本学の社会的責任が阻害されること。</u></p> <p>イ 教職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における<u>適正な職務の遂行が阻害されること。</u></p> <p>ウ 教職員等が兼業を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における<u>適正な職務の遂行が阻害されること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部の各部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(6) 「是正措置等」とは、利益相反に該当する状況が生じ、又は生じる可能性がある場合において、実施不許可、条件付許可その他利益相反に該当する状況<u>又は利益相反に該当すると疑われる状況の回避又は改善を図るために行う必要な措置をいう。</u></p> <p>(中 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>本規程によるマネジメントの対象となる</u>「利益相反」とは、次に掲げることをいう。</p> <p>ア 本学が企業等との共同事業に従事すること（以下「産官学連携活動」という。）に伴い、企業等から得る利益を優先することによって<u>本学の社会的な責任が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。</u></p> <p>イ 教職員等が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ていることに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該教職員等の本学における<u>適正な職務の遂行が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。</u></p> <p>ウ 教職員等が兼業を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該教職員等の本学における<u>適正な職務の遂行が現に阻害され、又は阻害されるのではないかとの懸念が学外者から表明されるおそれがあること。</u></p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部及び各共通事務部をいう。</u></p> <p>(6) 「是正措置等」とは、利益相反に該当する状況が生じた場合において、実施不許可、条件付許可その他利益相反に該当する状況の回避又は改善を図るために行う必要な措置をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長(事務本部の各部にあつては、総務担当の理事)は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し総括する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(自己申告書等の提出)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 教職員等は、利益相反に該当する状況が生じる<u>可能性がある場合は</u>、カウンセラーに相談し、又は随時部局の長に自己申告書等を提出して次条第1項の確認又は第16条第1項の審査を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(部局における審査等)</p> <p>第15条 部局の長は、前条第1項又は第2項の規定により自己申告書等の提出を受けたときは、当該部局の定めるところにより、利益相反に該当する状況が生じる<u>可能性の有無、程度等について確認を行う</u>。この場合において、部局の長又は当該確認に関わる者は、カウンセラーに必要な相談をすることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(審査委員会等における審査等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 審査委員会等は、前項の審査を行ったときは、審査結果を当該部局の長に通知する。この場合において、利益相反に該当する状況が生じ、<u>又は生じる可能性がある</u>、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該是正措置等その他必要な事項を併せて通知し、必要に応じ、当該部局の長と事前協議等を行うものとする。</p> <p>第17条 部局の長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該審査結果並びに利益相反に該当する状況が生じ、<u>又は生じる可能性がある</u>、これに対する是正措置等が必要であると判定されたときは、当該是正措置等を当該教職員等に通知する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(本学としての利益相反への対応)</p> <p>第19条 審査委員会等は、本学に利益相反に該当する状況が生じる<u>可能性がある</u>と認める場合は、本学の利益相反を構成する事実関係を確認する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事)は、当該部局の教職員等における利益相反マネジメントに関し総括する。</p> <p>(自己申告書等の提出)</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p>2 教職員等は、利益相反に該当する状況が生じた場合は、カウンセラーに相談し、又は随時部局の長に自己申告書等を提出して次条第1項の確認又は第16条第1項の審査を求めることができる。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(部局における審査等)</p> <p>第15条 部局の長は、前条第1項又は第2項の規定により自己申告書等の提出を受けたときは、当該部局の定めるところにより、利益相反に該当する状況の有無、程度等について確認を行う。この場合において、部局の長又は当該確認に関わる者は、カウンセラーに必要な相談をすることができる。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(審査委員会等における審査等)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 審査委員会等は、前項の審査を行ったときは、審査結果を当該部局の長に通知する。この場合において、利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要であると判定したときは、当該是正措置等その他必要な事項を併せて通知し、必要に応じ、当該部局の長と事前協議等を行うものとする。</p> <p>第17条 部局の長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該審査結果並びに利益相反に該当する状況が生じ、これに対する是正措置等が必要であると判定されたときは、当該是正措置等を当該教職員等に通知する。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(本学としての利益相反への対応)</p> <p>第19条 審査委員会等は、本学に利益相反に該当する状況が生じていると認める場合は、本学の利益相反を構成する事実関係を確認する。</p> <p>2～4 (同 左)</p>

改正前	改正後
(後略)	附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。